

経営会議の内容

件名	大和市手数料条例の一部改正について
所管部	環境農政部
日時・場所	平成22年1月21日(木) 9:25 ~ 9:40 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、総合政策課長、生活環境保全課長
提出理由	土壌汚染対策法改正の全面施行により汚染土壌処理業の許可制度において、新たに適用される更新許可及び変更許可の申請に関する手数料を徴収するため。
会議経過	【主な意見等】 <ul style="list-style-type: none">・市内に、汚染土壌処理業に該当する施設は、あるのか。 (所管部) 該当するものは、ない。・県内で該当する施設は、あるのか。 (所管部) 横浜市、川崎市に各1箇所ある。
会議結果	案のとおり、進めていく。